

令和6年度 金山町一般廃棄物処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、生活環境保全及び生活排水（し尿）の適正で効率的な処理を図り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のため、本町の生活排水（し尿）処理に関する必要な事項を定める。

(2) 計画の区域

金山町全域を計画区域とする。

(3) 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量の見込み

搬入区分		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	自家処理	計
家庭系	直営	—	—	—	—	—	—
	委託	810.91	40.83	2.56	61.91	—	916.21
	直接搬入	35.00	15.00	22.00	—	—	72.00
	自家処理	—	—	—	—	5.00	5.00
	計	845.91	55.83	24.56	61.91	5.00	993.21
事業系	直営	—	—	—	—	—	—
	委託	—	—	—	—	—	—
	直接搬入	191.70	35.85	—	—	—	227.55
	自家処理	—	—	—	—	—	—
	計	191.70	35.85	—	—	—	227.55
合計		1037.61	91.68	24.56	61.91	5.00	1220.76

(2) 処理量の見込み

焼却処理	埋立処理	再資源化	自家処理	計
1037.61	116.24	61.91	5.00	1220.76

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 町における方策

① 教育・啓発活動の充実

「ごみの減量化」、「リサイクルの推進」に関する研修会・イベントの開催、広報誌等で啓発活動を行う。

② 資源回収活動団体に対する助成（金山町衛生組合連合会事業）

活動団体・回収業者に対し、回収量に応じて助成金の交付を行う。

③ 家庭用生ごみ処理容器（機）に対する助成及び斡旋（金山町衛生組合連合会事業）

家庭用生ごみ処理容器（機）を購入する際、その購入金額の一部を補助する。

- ④ 資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル）の分別収集の実施
 - ⑤ 可燃ごみ・不燃ごみは指定袋、粗大ごみはステッカーにより一般廃棄物手数料の徴収を行う。
 - ⑥ 食品トレーは回収ボックスによる回収を行い、食品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」によりリサイクルの推進を図る。
 - ⑦ 家電リサイクル法の対象製品は適正な処分を行うよう周知する。義務外品については町内の小売店に対し回収の協力を依頼する。
 - ⑧ 小型家電リサイクル法の対象製品は適正な処分を行うよう周知する。（役場庁舎内で常時回収（開庁時間内に限る）、金山町衛生組合連合会イベント回収）
 - ⑨ フードドライブの提供の常時受付体制（開庁時間内に限る）を図り、食品廃棄物の削減を図る。
- (2) 住民における方策
- ① ごみの発生抑制
日用品、その他の購入等の際には、ごみができるだけ発生しないように適度に購入することに配慮する。
 - ② ごみ・資源物の分別排出の徹底
 - ③ 集団回収の促進
古新聞・古雑誌・雑がみ・ダンボール・古布・生きビン（一升ビン・ビールビン等）・牛乳パックについては集団回収を推進し、資源回収に努める。
 - ④ 店頭回収への協力
食品トレーについては、役場、農協や最上管内スーパーでの店頭回収を行っている店舗に搬入し、食品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」の推進を図る。
 - ⑤ 生ごみのコンポスト化
家庭用生ごみ処理容器（機）を積極的に活用し、生ごみの排出を抑制し、堆肥として有効活用する。
 - ⑥ フリーマーケットやリサイクルショップ、フードバンクの活用
家庭での不用品については、フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、余剰となった食品はフードバンクを活用し、ごみの減量化に努める。
 - ⑦ 使い捨てプラスチックの使用を減らす
マイバックやマイボトルを積極的に活用し、使い捨て商品に使用されるプラスチックを削減させる。
 - ⑧ 過剰包装の自粛
レジ袋や過剰包装の抑制に努めるとともに、贈答品を購入する際にも、簡易包装を積極的に取り入れる。
 - ⑨ 再生品の使用促進
再生原料利用により製造された商品を積極的に購入・使用し、資源化をさらに普及させる。
- (3) 事業者における方策（新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会で作成した「事業系廃棄物処理ガイドライン」を活用し、事業系ごみの減量化に努める。）

① ごみ排出抑制の徹底と減量化対策の実施

多量のごみを排出する事業所は、排出抑制に努めるとともに、減量化の実践・排出抑制・資源の再利用に努める。

② 自主回収・資源化の促進

製造・流通・販売業者は、リサイクル可能な商品の開発及び販売に努めるとともに、自主回収・資源化を推進する。

③ 過剰包装の抑制

可能な限り包装材の抑制に努め、簡易包装・マイバック・マイボトル持参運動を展開する。

④ 再生品の使用促進

事務用品、コピー用紙等に再生紙を使用するとともに、事業活動で使用する原材料についても再生品の使用に努める。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別区分	廃棄物の種類
可燃ごみ	紙・布・ビニール・皮・ゴム・厨芥類・プラスチック・木屑
不燃ごみ	陶磁器・ガラスくず・金属類・硬質プラスチック
資源ごみ	缶・ビン・ペットボトル
粗大ごみ	家電製品（家電リサイクル指定品・パソコンを除く）・ストーブ・家具・自転車等の指定ごみ袋に入らない物
有害ごみ	乾電池・スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター

(注) 一般家庭から排出されたものに限る。

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

イ 家庭系廃棄物

分別区分	収集実態	収集回数	収集体制
可燃ごみ	ステーション方式 (129ヶ所)	週 2 回	委託(1社) : 4tパッカー車1台
不燃ごみ	ステーション方式	月1~2回	委託(1社) : 4tパッカー車1台
資源ごみ	ステーション方式・一部拠点方式	週1~2回	委託(1社) : 2tトラック1台
粗大ごみ	ステーション方式 ※R6より可燃性と不燃性を区別して回収開始	年 4 回	委託(1社) : 2tトラック1台
有害ごみ	ステーション方式	月1~2回	委託(1社) : 2tトラック1台

ロ 事業系廃棄物

分別区分	収集体制
可燃ごみ	許可業者 (4社) : パッカー車・ユニック車・8tトラック・4tトラック・2tトラック・軽トラック 計24台
不燃ごみ	許可業者 (4社) : パッカー車・ユニック車・8tトラック・4tトラック・2tトラック・軽トラック 計24台

(2) 中間処理計画

イ 家庭系ごみ

分別区分	中間処理の方法
可燃ごみ	焼却処理
不燃ごみ	選別処理
資源ごみ	選別処理
粗大ごみ	選別処理
有害ごみ	委託

中間処理施設の概要
処理主体：最上広域市町村圏事務組合 処理施設：名称「エコプラザもがみ」 ① 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 能力：90t/24h（45t/24h×2炉） ② 回転型表面溶融炉（燃焼式） 能力：14t/24h 1炉
処理施設：名称「リサイクルプラザもがみ」 処理方式：破碎選別施設・手選別施設 能力：42t/5h

(3) 最終処分計画

埋立対象物	最終処分の方法
焼却灰等	サンドイッチ方式
不燃ごみ	サンドイッチ方式
粗大ごみ	サンドイッチ方式

中間処理施設の概要
処理主体：最上広域市町村圏事務組合 処理施設：最終処分場 名称：リサイクルプラザもがみ 能力：埋立面積 21,200㎡ 埋立容量 197,000㎡ 残存容量 114,000㎡

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- (1) ごみ処理施設（4 中間処理施設の概要を参照）
- (2) 平成 8 年度から、最上広域市町村圏事務組合が進めてきたリサイクルプラザと最終処分場については、建設が完了し、「リサイクルプラザもがみ」として平成 10 年度から稼働している。
- (3) 平成 14 年 12 月 1 日から、最上広域市町村圏事務組合「エコプラザもがみ」が稼働し、可燃ごみの焼却処理を行っている。
- (4) 平成20年度から、最上広域市町村圏事務組合が進めてきたストックヤードが稼働し、資源物の保管をしている。

7 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

(1) 発生量及び処理量の見込み

単位：㎥

	し尿	浄化槽汚泥	計
発生量	197.77	1674.51	1872.28
処理量	197.77	1674.51	1872.28

(2) 処理計画に関する事項

① 収集運搬計画

区 分	収集形態	収集回数	収 集 体 制
し 尿	各戸回収方式	1～2回/年	許可 (1社) バキューム車 : 3,600ℓ 1台・3,500ℓ 1台・ 3,400ℓ 3台
浄化槽汚泥	各戸回収方式	1～2回/年	清掃車 : 1台 給水車 : 1台

② 中間処理計画

区 分	中間処理の方法	中間処理施設の概要
し 尿	し 尿 処 理 施 設	し尿処理施設 : 最上広域事務組合 最上クリーンセンター (79kℓ/日)
浄化槽汚泥	し 尿 処 理 施 設	

③ 最終処分量

区 分	最終処分の方法	最 終 処 分 場 の 概 説
処理後の残渣	埋 立 処 分	最上広域事務組合 リサイクルプラザもがみ(197,000m ³)

8 その他生活排水処理施設等の整備計画に関する事項

(1) 合併処理浄化槽 (第3次金山町一般廃棄物処理基本計画の推計値)

計画地域 : 金山町全域とする。ただし、公共下水道認可区域及び農業集落排水施設の処理区域を除く。

計画処理人口 : 令和14年度目標 1,267人

(2) 公共下水道施設

① 公共下水道施設

処理主体 : 金山町
計画汚水量 : 日平均汚水量 670.0m³/日
日最大汚水量 900.0m³/日

(3) 農業集落排水施設

① 明安地区農業集落排水処理施設

処理主体 : 金山町
計画汚水量 : 日平均汚水量 199.8m³/日
日最大汚水量 244.2m³/日

② 有屋地区農業集落排水処理施設

処理主体 : 金山町
計画汚水量 : 日平均汚水量 459.0m³/日
日最大汚水量 561.0m³/日